

医師又は歯科医師でない者の医療法人理事長選出に係る認可相当とする基準

- 1 次に掲げる(1)から(6)の全ての要件を満たす場合（ただし、要件(3)、(4)は、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を運営する法人に限る。）には、非医師の理事長の選出について認可相当とする。
 - (1) 候補者は、当該医療法人の理事として2年以上の就任実績があること
 - (2) 候補者は、当該医療法人と取引関係にある営利企業の取締役を兼ねていないこと
 - (3) 理事のうち医師又は歯科医師が複数含まれていること
 - (4) 役員のうち 親族関係を有する者（注1） など 特殊の関係がある者（注2） は、1／2以内であること
 - (5) 過去3年間（注3）、医療法人としての 経営が安定的に行われている（注4） こと
 - (6) 過去2年間（注3）、医療法人及び医療機関としての運営が適正に行われている（注5） こと
- 2 非医師の理事長の認可を受けた場合であっても、引き続き、理事長となる医師又は歯科医師の確保に努めること。

（注1）「親族関係を有する者」とは、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族をいう。

（注2）「特殊の関係がある者」とは、次に掲げる者をいう。

- ① 候補者又は候補者と親族関係を有する理事（以下「候補者等」という。）とまだ婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ② 候補者等の使用人及び使用人以外の者で候補者等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ③ ①又は②に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にする者
- ④ 候補者等及び①から③までに掲げる者のほか、次に掲げる法人の役員又は使用人である者
 - ア 候補者等が会社役員となっている他の法人
 - イ 候補者等及び①から③までに掲げる者並びにこれらの者と特殊の関係にある同族会社

（注3）「年間」とは、1会計年度をいい、1会計年度が1年に満たない場合はカウントしない。

（注4）「経営が安定的に行われている」とは、医療法人運営において経営が安定的に推移し健全（原則として経常収支が黒字であるか、経常収支が赤字の年度があった場合であっても直近の年度の経常収支が黒字であるなど経営が改善する傾向にあること及び貸借対照表上、債務超過となっていないこと。）である場合をいう。

（注5）「医療法人及び医療機関としての運営が適正に行われている」とは、次の①～③のすべてを満たしている場合をいう。

- ① 医療関係法令及び当該医療法人の定款（又は寄附行為）に基づき医療法人運営が行われていること。
- ② 定款（又は寄附行為）変更認可の申請や役員変更届、事業報告書等の提出など法定手続きが適切に行われていること。
- ③ 医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査において、不適合事項の改善指導を受けていないこと。